

財 関 第 4 9 8 号  
令和 3 年 6 月 29 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 田 島 淳 志

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、令和3年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。